

## 令和6・7年度 入札参加資格申請要領 【建設工事共同企業体】

### 1 建設工事共同企業体申請書の内容

- (1) 建設工事共同企業体は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）
  - (ア) 企業体の名称
  - (イ) 企業体の構成員の商号又は名称、所在地及び代表者の職氏名
  - (ウ) 登録を受けようとする建設業の種類
- (2) 企業体の結成、運営等についての協定書（様式第2）
- (3) 企業体の入札、見積、契約締結等の権限についての委任状（様式第3）を町長に提出する。
- (4) 町長は、前項に規程するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

### 2 共同企業体の構成員の資格

- (1) 企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
  - (ア) 町における入札参加資格を有すること。
  - (イ) 入札参加資格審査申請をする建設業の業種（以下「登録業種という。」）について許可を有し、当該登録業種に係る営業年数が5年以上あること。
  - (ウ) 登録業種に対応する工事について元請業者として一定の実績を有すること。
  - (エ) 登録業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存すること。
  - (オ) 愛知県内に営業所を有すること。
  - (カ) 他の企業体の構成員でないこと。

### 3 共同企業体の構成

- (1) 企業体の構成は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
  - (ア) 登録業種のうち格付を行うものにあつては同一等級又は直近等級に属する者の組み合わせであること。
  - (イ) 3者以内で構成されていること。

### 4 共同企業体の結成方法

結成方法は自主結成とする。

### 5 共同企業体の出資比率

構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主

的に定めるものとする。

6 共同企業体の代表者の選定方法

代表者は、構成員のうち格付等級の上位等級の者で最大の出資比率の者とする。

ただし、等級及び出資比率が同じ場合は、当該構成員の間で自主的に決定された者を代表者とする。

7 共同企業体の有効期間

企業体の有効期間は、登録の日より入札参加資格の有効期間までとする。ただし、有効期間満了時に施工中の工事がある場合には、当該請負契約が履行され精算が完了するまでとする。

8 共同企業体の解散

企業体が協定期間内に解散したときは、その代表者は速やかにその旨を文書で町長に届け出なければならない。

9 共同企業体申請書の受付期間

令和6年3月4日（月）から令和6年3月22日（金）  
（土曜日・日曜日・祝日は除く）

10 提出部数

1部

11 提出場所

蟹江町役場 産業建設部 土木農政課

12 申請方法

申請書の内容について説明できる者の持参

様式第1（第4条関係）

受付日	受付番号

建設工事共同企業体一般（指名）競争入札参加資格審査申請書

蟹江町長 殿

年 月 日

〇〇工事の入札に参加したいので、〇〇工事共同企業体入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付資料については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 共同企業体名称		
代 表 者	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟

(担当者氏名 )

構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟
構 成 員	住 所 商号又は名称 代 表 者	㊟

様式第2（第4条関係）

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事

出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及びその他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の役割)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規程により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から5項までを準用する。

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に付きかしかあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇〇〇建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設株式会社  
代表取締役 印

〇〇建設株式会社  
代表取締役 印

様式第3（第4条関係）

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

蟹 江 町 長

殿

委 任 者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者

私は蟹江町における〇〇年度及び〇〇年度の〇〇〇〇建設共同企業体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札、見積、契約締結等に関する一切の権限を委任します。

記

受 任 者  
住 所  
商号又は名称  
代 表 者